

平成25年4月

平成25年第1回
西はりま消防組合議会臨時会会議録

自 平成25年4月22日

至 平成25年4月22日

平成25年第1回西はりま消防組合議会臨時会議事日程

平成25年4月22日（月）午後2時開議

1 臨時議長紹介及びあいさつ

2 管理者あいさつ

3 開会宣言

4 開議宣言

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙について

日程第 3 議席の指定

日程第 4 会議録署名議員の指名（1番 渡邊 慎治議員、10番 西岡 正議員）

日程第 5 会期の決定（平成25年4月22日（月）の1日）

日程第 6 副議長の選挙について

日程第 7 議員提出第1号 西はりま消防組合議会会議規則制定について

日程第 8 承認第1号 専決処分した事件（西はりま消防組合の休日を守る条例外32件の条例制定について）の承認を求めることについて

承認第2号 専決処分した事件（兵庫県市町村退職手当組合への加入について）の承認を求めることについて

承認第3号 専決処分した事件（西はりま消防組合指定金融機関の指定について）の承認を求めることについて

日程第 9 承認第4号 専決処分した事件（平成25年度西はりま消防組合一般会計暫定予算）の承認を求めることについて

日程第 1 0 同意第 1 号 西はりま消防組合監査委員選任の同意を求めることについて

日程第 1 1 同意第 2 号 西はりま消防組合公平委員会委員選任の同意を求めることについて

日程第 1 2 議案第 1 号 平成 2 5 年度西はりま消防組合一般会計予算

5 閉会宣言

6 閉会あいさつ

会議に出席した議員

1 番	渡 邊 慎 治	2 番	角 石 茂 美
3 番	三 里 茂 一	4 番	柳 生 陽 一
5 番	高 山 政 信	6 番	岡 田 初 雄
7 番	清 原 良 典	8 番	佐 野 芳 彦
9 番	山 田 広 治	1 0 番	西 岡 正

会議に欠席した議員

な し

議事に関係した事務局職員

消防本部総務課

係長 梶原 昭一 係長 垣谷 直宏

主査 友政 貴仁 主査 勝又 雅裕

地方自治法第121条の規定による出席者

管理者（たつの市長）	西田 正則	副管理者（相生市長）	谷口 芳紀
副管理者（宍粟市長）	田路 勝	副管理者（太子町長）	北川 嘉明
副管理者（佐用町長）	庵途 典章	消防長	横田 京悟
会計管理者	井上 伸史	副消防長	進藤耕太郎
副消防長	幸島 幸博	次長兼相生消防署長	坂本 春喜
次長兼たつの消防署長	玉田 龍彦	次長兼宍粟消防署長	桑垣 繁伸
次長兼太子消防署長	岩村 義孝	次長兼佐用消防署長	藤本 哲徳
たつの消防署参事	土井 誠	消防本部総務課長	森谷 泰昌
相生消防署総務課長	前川 明	相生消防署予防課長	平林 祐治
相生消防署警防課長	真野 秀男	たつの消防署予防課長	合田 昌司
たつの消防署警防課長	満田 利郎	宍粟消防署総務課長	竹尾 友宏
宍粟消防署予防課長	内海 一義	宍粟消防署警防課長	日下 誠人
太子消防署総務課長	廣岡 宏一	太子消防署予防課長	横田 恵一
太子消防署警防課長	内海 武彦	佐用消防署総務課長	新田 伸二
佐用消防署予防課長	堤 敏明	佐用消防署警防課長	木南 敏之
代表監査委員	竹代 修一	公平委員会委員	清水 康廣
公平委員会委員	松本 文隆	公平委員会委員	内山 宗一

臨時議長紹介及びあいさつ

○番外（消防本部総務課長 森谷泰昌）

失礼いたします。本日招集されました臨時会は西はりま消防組合発足後、最初の議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。つきましては出席議員中、岡田初雄議員が年長議員でございます。したがって岡田初雄議員が議長の職務を行いますので御紹介申し上げます。それでは岡田初雄議員、議長席のほうへお進みください。

（臨時議長議長席に着く）

○臨時議長（岡田初雄）

初めてというのはどきどきするものでございます。24年間議員をさせてもらったんですけど、初めて臨時議長でございますので、どきどきしております。どきどきはとても新鮮でございますので、何とかやってまいります。

きのうの朝起きましたら裏山に雪が積もっておりました。すごいところに私は住んでいるなとしみじみ思ったんですが、これもどきどきしました。初めての経験でございます。4月の終わりになって雪が降っている、中ごろですか、初めての経験ございました。何かおかしいことがあるんじゃないかと思って、考えてみますと、ちょうど5月は選挙ということで、おかしいことがあるんじゃないかと、こんなこと思ったりしてますが、どきどきする思いで、きょうから始まりますまずは議会なんですけど、初めての議会です。どきどきしながら皆様方の意見、質疑をどきどきしながら聞きたいなど、こんなふうに思っております。よろしく申し上げます。（拍手）

それでは、私は長老でございますので、御案内のように宍粟市議会議長の職をあずかっている岡田でございます。あと5月14日までが私の任務でございます、一生懸命血を吐くまでやりますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日、第1回西はりま消防組合会議臨時会を開会に当たり地方自治法第107条の規定により私が臨時議長の職務を行います。議長選挙が終わるまでの間、議員各位の御協力お願いいたしまして、無事にその任務を終えたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは議事を進めてまいります。

開会に先立ちまして西田正則管理者から挨拶をいただきます。よろしくお願い致します。

管理者あいさつ

○管理者（西田正則）

開会に先立ちまして一言御挨拶申し上げます。新緑の薫る爽やかな好季節を迎えました本日、ここに組合設立に伴う記念すべき第1回西はりま消防組合議会臨時会を招集させていただいたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り開会が宣せられる運びとなりましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

さて、西はりま地域の住民の生命と財産を守るべく構成市町議会議員各位の御指導、御支援もいただきながら相生市、たつの市、宍粟市、太子町及び佐用町の3市2町の消防広域化によりまして4月1日に管轄人口21万人の西はりま消防組合が誕生いたしましたして、はや3週間が過ぎております。この間、新組合への移行が円滑に進みますよう職員とともに進めてまいり、おかげをもちまして大きな混乱もなく、事故もなく、おおむね順調に消防行政が進展しておりますことに対しまして深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今期臨時会で御審議をお願いいたします案件は、既にお手元にお届けいたしておりますとおり、議員提出議案1件を初め専決処分いたしました事件の承認を求めるもの4件、監査委員及び公平委員会委員の選任に関する同意を求めるもの2件、一般会計予算の議案1件の計8件でございます。これらのうち専決処分案件につきまし

ては、緊急やむを得ないものとして措置させていただいておるものでございますので御理解をお願いいたします。また、同意を求めるもの2件及び議案1件につきましても、いずれも重要かつ急を要するものでございますので、何とぞ慎重な御審議をいただきまして満場一致の御賛同をもって可決賜りますようお願い申し上げます。

本日は、議会運営の根幹となります議長の選任などが行われる予定とお聞きしておりますが、どうか円滑な議事運営がなされますよう御祈念申し上げまして開会の御挨拶といたします。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○臨時議長（岡田初雄）

ただいま管理者の挨拶が終わりました。

さて、議事の進行につきましては、西はりま消防組合議会会議規則がまだ制定されておられませんので、今期臨時会において議員提出議案第1号で提案されます西はりま消防組合議会会議規則案に準じて進行させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（岡田初雄）

御異議なしと認めます。よって議事の進行につきましては、西はりま消防組合議会会議規則案により進めます。

開 会 宣 言

○臨時議長（岡田初雄）

ただいまより平成25年第1回西はりま消防組合議会臨時会を開会いたします。

開 議 宣 言

○臨時議長（岡田初雄）

これより本日の会議を開きます。

本日の出席議員数並びに地方自治法第121条の規定による説明のための出席を求めた者の職・氏名等について消防本部総務課長より報告いたします。消防本部総務課長。

○番外（消防本部総務課長 森谷泰昌）

命により御報告いたします。

まず本日の出席議員数についてであります。本日ただいまの議員の出席数は10名でございます。

次に地方自治法第121条の規定により説明のため本臨時会に出席を求めた者の職・氏名についてであります。お手元に配付いたしております名簿のとおりでございますので、御清覧願います。

○臨時議長（岡田初雄）

以上で報告を終わります。

～日程第1 仮議席の指定～

○臨時議長（岡田初雄）

これより日程に入ります。

まず日程第1、仮議席の指定を行います。

議事進行上、仮議席を指定いたしたいと思っております。仮議席はただいま御着席の席を指定いたします。

～日程第2 議長選挙について～

○臨時議長（岡田初雄）

次に議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（岡田初雄）

御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次にお諮りをいたします。指名の方法については臨時議長が指名することにしたいたと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（岡田初雄）

御異議なしと認めます。よって臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に4番柳生陽一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長に指名いたしました柳生陽一議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（岡田初雄）

御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました柳生陽一議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました柳生陽一議員が議場におられますので本席から議長の当選を告知いたします。

ただいま当選されました柳生陽一議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

それでは議長に就任されまして一言御挨拶をお願いいたします。

○議長（柳生陽一）

失礼いたします。ただいま西はりま消防組合の議長に御推挙いただき御承認いただきました柳生でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。もともと若輩者でございますので、どうぞ皆様方の御協力を得ながら任務を全うしてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（岡田初雄）

議長の挨拶は終わりました。

臨時議長としての職務は終了いたしました。西はりま消防組合の発足後、最初の議会における重要な責任を無事に遂行し終えましたことは、ひとえに議員皆様方の御協力のたまものと深く感謝申し上げます。終わりになりまして大変貴重な経験をさせていただきました。私の議員生活の歴史の1ページに刻んでおきたいなど、こんなふうに思っています。どうもありがとうございました。（拍手）

（新議長議長席に着く）

○議長（柳生陽一）

事務引き継ぎのため暫時このままの状態にて休憩いたします。

（午後2時10分休憩）

（午後2時10分再開）

○議長（柳生陽一）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

～日程第3 議席の指定～

○議長（柳生陽一）

日程第3、議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条第1項の規定により議長において指定いたします。議席につきましては、ただいま御着席の議席を指定いたします。

～日程第4 会議録署名議員の指名～

○議長（柳生陽一）

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第62条の規定により議長において1番渡邊慎治議員、10番西岡正議員を指名いたします。両議員よろしくお願いいたします。

～日程第5 会期の決定～

○議長（柳生陽一）

次に日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柳生陽一）

御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

～日程第6 副議長の選挙について～

○議長（柳生陽一）

次に日程第6、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、先ほどの議長選挙と同様に地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(柳生陽一)

御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。指名の方法については議長が指名することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(柳生陽一)

御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

副議長に2番角石茂美議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました角石茂美議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(柳生陽一)

御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました角石茂美議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました角石茂美議員が議場におられますので本席から副議長の当選を告知いたします。

ただいま当選されました角石茂美議員より発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長（角石茂美）

失礼いたします。ただいま皆様方の御推挙で副議長という大役を得ました。これからは柳生議長のもとで補佐を十分にしていきたいと思っておりますので、本日から補佐をしていきますので、皆さん方の御協力、また御支援よろしく願いいたしまして簡単ではございますが挨拶といたします。（拍手）

○議長（柳生陽一）

副議長の挨拶は終わりました。

～日程第7 議員提出第1号～

○議長（柳生陽一）

次に日程第7、議員提出第1号、西はりま消防組合議会会議規則制定についてを議題といたします。

この際、お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出第1号については、あらかじめ御協議願ったことでもありますので、提案理由の説明、質疑の議事を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柳生陽一）

御異議なしと認めます。よって議員提出第1号は提案理由の説明、質疑の議事を省略することに決しました。

これより討論に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（柳生陽一）

御発言がないので討論を終結して直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。議員提出第1号については原案のとおり可決することに決して御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(柳生陽一)

御異議なしと認めます。よって議員提出第1号は原案のとおり可決されました。

～日程第8 承認第1号から承認第3号～

○議長(柳生陽一)

次に日程第8、承認第1号、専決処分した事件(西はりま消防組合の休日を定める条例外32件の条例制定について)の承認を求めることについてから、承認第3号、専決処分した事件(西はりま消防組合指定金融機関の指定について)の承認を求めることについてまでの3件を一括議題といたします。

上程議案に対する説明を求めます。横田消防長。

○消防長(横田京悟)

ただいま議題となりました承認第1号から承認第3号までの3件について一括して提案の理由及びその内容について御説明申し上げます。

まず承認第1号、専決処分した事件(西はりま消防組合の休日を定める条例外32件の条例制定について)の承認を求めることについて申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定によりお手元に配付しております専決第1号のとおり、西はりま消防組合の休日を定める条例外32件の条例制定を専決いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。本年4月1日、西はりま消防組合の発足時に制定いたしましたこれらの条例につきましては、旧市町消防本部の条例を基本とし、差異のあるものについては広域化協議会、幹事会、部会等で調整し、その内容を精査した後に制定いたしております。条例につきましては本来議会で御審議いた

だき制定すべきものでありますが、諸般の事情から議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので専決処分したものでございます。専決いたしました33件の条例について専決処分の条例一覧に基づき順次御説明申し上げます。

まず第1号、西はりま消防組合の休日を定める条例は、地方自治法第4条の2の規定に基づき組合の休日に関して必要な事項を定めております。第2号、西はりま消防組合公告式条例は、条例、規則等の公示、公表等の方法を定めております。第3号、西はりま消防組合議会の定例会の回数を定める条例は、定例会の回数を年2回といたしております。第4号、西はりま消防組合監査委員条例は、監査委員に関する趣旨、監査等の通知、結果の報告、公表の方法等を定めております。第5号、西はりま消防組合消防本部及び消防署設置条例は、消防本部及び消防署の設置、名称、位置並びに消防署の管轄区域を定めております。第6号、西はりま消防組合公平委員会設置条例は、地方公務員法第7条第3項の規定に基づき公平委員会の設置を定めております。第7号、西はりま消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めております。第8号、西はりま消防組合情報公開条例は、住民が公文書の開示を請求する権利と組合の保有する情報の公開に関する手続を定めております。第9号、西はりま消防組合個人情報保護条例は、個人の権利利益を保護することを目的とし、組合の個人情報の取り扱いについての基本的な事項を定めております。第10号、西はりま消防組合行政手続条例は、行政運営の公正の確保や透明性の向上を図り住民の権利利益の保護を目的とし、処分、行政指導や届け出に関する手続について共通する事項を定めております。第11号、西はりま消防組合職員定数条例は、消防職員の定数を280人と定めております。第12号、西はりま消防組合職員の分限の手続及び効果に関する条例は、職員の意に反する昇任、免職及び休職の手続と効果について定めております。第13号、西はりま消防組合職員の定年等に関する条例は、職員の定年を60歳とし、特例としての勤務延長の手続を定めております。第14号、西はり

ま消防組合職員の再任用に関する条例は、職員が定年退職等の後、再任用する場合について、その対象者や任期等について定めております。第15号、西はりま消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例は、職員の戒告、減給及び停職の懲戒の手續及び効果について定めております。第16号、西はりま消防組合職員の服務の宣誓に対する条例は、新たに地方公務員となった者が全体の奉仕者としての誠実かつ公正に職務を遂行することを宣誓しなければ職務を行ってはならないことを定めております。第17号、西はりま消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例は、研修会等への参加など職員の職務専念義務を免除する場合を定めております。第18号、西はりま消防組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例は、職員の勤務時間や休日や休暇の種類、日数などを定めております。第19号、西はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例は、育児休業法の規定に基づき職員の育児休業に関し必要なことを定めております。第20号、西はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例は、議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害、通勤による災害に対する補償に関する制度を定めております。第21号、西はりま消防組合職員の労災制度に関する条例は、労災事業については一般財団法人兵庫県市町職員互助会に委託し、福利厚生、医療等の給付その他の事業を行うことを定めております。第22号、西はりま消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例は、特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法を定め、管理者、副管理者及び議会議員にあつては年額で、監査委員、公平委員会及び情報公開、個人情報保護審査会委員にあつては日額支給としております。また、旅費については、西はりま消防組合旅費支給条例の規定を準用することとしております。第23号、西はりま消防組合証人等の実費弁償支給条例は、組合の機関の請求により出頭し、参加し、または出席した場合に実費弁償を支給するもので1回につき2,600円としております。第24号、西はりま消防組合職員の給与に関する条例は、旧4消防本部ともに行政職給料表を適用しておりましたが、6級制と7級制を採用する

消防本部があり、支給額にも差異があり統一を図ることが困難であったため、平成25年度から平成27年度までの3カ年は西はりま消防組合に採用される前にそれぞれが勤務していた市町の給料表を適用することとし、平成28年3月までに新しい給与額を決定し調整を図ることとしております。なお、平成25年4月1日以降新たに採用する職員にあつては、本条例に規定する給与額を適用するものであります。第25号、西はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例は、旧4消防本部の手当支給要件及び支給額に差異があり統一を図ることが困難であったため、給与に関する条例と同様に平成25年度から平成27年度までの3カ年は西はりま消防組合に採用される前にそれぞれが勤務していた市町の手当額を適用することとし、平成28年3月までに新しい手当額を決定し調整を図ることとしております。なお、平成25年4月1日以降新たに採用する職員にあつては本条例に規定する手当額を適用するものであります。第26号、西はりま消防組合職員旅費支給条例は、旧4消防本部の旅費の支給要件、実額について調整を図り日額を2,600円とし、宿泊料は1万1,800円と定めております。第27号、西はりま消防組合議会の議決に付すべき締約及び財産の取得又は処分に関する条例は、工事請負や製造請負は1億5,000万円以上、財産の取得または処分は2,000万円以上と定めております。第28号、西はりま消防組合財政状況の公表に関する条例は、消防組合の財政状況を住民に年2回公表し、その内容と方法を定めております。第29号、西はりま消防組合消防手数料条例は、消防法に規定する危険物施設等の許可・承認に伴う手数料の証明書の交付に伴う事務手数料を定めております。第30号、西はりま消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例は、対象を1点目として事務機その他物品を借りるリース契約など複数年にわたる契約を締結することが適当であるものとし、2点目として施設管理業務その他の役務の提供を受ける必要があるものに限定しており、契約を締結できる期間は5年以内と定めるものであります。第31号、西はりま消防組合財産の交換、譲渡、無償貸し付け等に関する条例は、西はりま消防組合の所有する財産の交

換、譲渡、無償貸し付け等に関する取り扱いを定めております。第32号、西はりま消防組合火災予防条例は、火を使用する設備、器具、住宅用防災器具、指定数量未満の危険物や指定可燃物等の設置、取り扱い等を基準に定めております。第33号、西はりま消防組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等条例は、消防職員が消防業務の職務の遂行により死亡または障害状態となった場合に賞じゅつ金または傷病見舞金を授与することを定めております。

以上で承認第1号についての説明を終わらせていただきまして、次に承認第2号、専決処分した事件（兵庫県市町村職員退職手当組合への加入について）の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙に添付しております規約のとおり、兵庫県市町村職員退職手当組合へ加入することについて専決処分して同条第3項により承認を求めるものでございます。専決処分に及んだ理由でございますが、平成25年4月1日から西はりま消防組合が発足し、地方自治法第286条第1項の規定により職員の退職手当を共同処理するため兵庫県市町村職員退職手当組合に加入する必要があり、既に加入しておられる組合市町の議会で協議していただき議決を賜ったところです。よって兵庫県市町村職員退職手当組合に加入することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める必要がございますが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められますので同日付で専決処分したものでございます。なお、兵庫県市町村職員退職手当組合へ西はりま消防組合が加入することにつきましては、各市町の議決をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で承認第2号の説明を終わらせていただきまして、次に承認第3号、専決処分した事件（西はりま消防組合指定金融機関の指定について）の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により西はりま消防組合の指定金融機関に株式

会社三井住友銀行を指定することについて専決処分し、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。指定金融機関制度は、地方自治法第235条第2項の規定により地方公共団体が公金の収納又は支払事務の取り扱いをさせるため金融機関を指定するものです。金融機関の指定につきましては、地方自治法施行令第168条第2項の規定により議会の議決が必要ですが、この4月1日に西はりま消防組合が組織されたことに伴い新たに金融機関を指定する必要が生じたもので、諸般の事情から議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められますので、同日付で専決処分したものでございます。三井住友銀行は消防本部所在地の中心的金融機関であり、たつの市が指定金融機関に指定しており、当組合の財務会計システムと同様のシステムを使用していますので、広域化後の円滑な会計処理を期待するために指定したものでございます。

以上で承認第1号から承認第3号までの3件についての提案説明を終わりますが、議員各位におかれましては専決のやむを得ない事情を御理解いただきまして何とぞ慎重審議を賜り御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（柳生陽一）

上程議案に対する説明は終わりました。これより上程議案に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（柳生陽一）

御発言がないので質疑を終結し直ちに討論に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（柳生陽一）

御発言がないので討論を終結し直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。上程中の承認第1号から承認第3号までの3件は原案のとおり承認することに決して御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（柳生陽一）

御異議なしと認めます。よって承認第1号から承認第3号までの3件については原案のとおり承認されました。

～日程第9 承認第4号～

○議長（柳生陽一）

次に日程第9、承認第4号、専決処分した事件（平成25年度西はりま消防組合一般会計暫定予算）の承認を求めることについてを議題といたします。

上程議案に対する説明を求めます。消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議題となりました承認第4号、専決処分した事件（平成25年度西はりま消防組合一般会計暫定予算）の承認を求めることについて、その提案の理由並びにその内容について説明申し上げます。西はりま消防組合の発足に伴いまして当面の組合運営に必要な経費としまして地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により承認を求めようとするものでございます。

本組合は、平成25年4月1日に発足したことに伴い地方自治法施行令第2条の規定に基づき本予算や議会の議決を経て成立するまでの間に必要な経費について暫定予算を調製し、管理者において専決処分を行ったもので、暫定予算の期間は4月1日から6月30日までの3カ月間とするものでございます。それではその内容につきまして簡単に御説明申し上げます。お手元の予算書1ページをごらんください。第1条で歳入歳出予算の総額を10億5,641万8,000円と定めております。次に予算

の内容について主な事業等を歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。

まず5ページをごらんください。歳出から申し上げます。第1款議会費につきましては10万2,000円を計上しております。

次に第2款総務費の第1項総務管理費のうち一般管理費につきましては58万6,000円を計上し、その主な内容につきましては事務消耗品及び電話料等でございます。次に6ページをごらんください。第2目文書広報費につきましては212万2,000円を計上し、その主な内容は組合例規集システム化業務委託料でございます。次に第4目の情報管理費につきましては157万4,000円を計上し、その主な内容はインターネット接続料及びネットワーク関連システムの保守委託料でございます。

次に7ページをごらんください。第3款消防費の第1目消防費のうち常備消防費につきましては10億3,506万3,000円計上し、その主な内容につきましては給与、職員手当等及び労災費等の人件費6億3,097万1,000円、続いて8ページをお開き願います。第11節需用費につきましては2,401万9,000円計上し、その主な内容は消防職員の被服費及び消防救急業務費に必要な消耗品費、医薬材料等でございます。次に第13節委託料につきましては1,643万9,000円を計上し、その主な内容は指令台保守点検委託料でございます。次に9ページをごらんください。第18節備品購入費につきましては1,066万5,000円を計上し、その主な内容は気象情報収集装置等の施設機器購入費でございます。次に第19節の負担金補助及び交付金で3億3,985万1,000円を計上し、その主な内容は退職手当組合への加入金及び負担金でございます。次に第2目の消防施設費につきましては1,592万2,000円を計上し、その主な内容は消防署所及び消防車両の維持管理経費でございます。

以上で歳出の説明は終わりました。次に歳入について御説明申し上げます。4ページをお開きください。第11款分担金及び負担金につきましては10億4,797万

円を計上し、そのうち消防本部事務費負担金につきましては674万5,000円を計上し、その負担割合は3市2町が平等に負担することになっております。次に消防署事務費負担金につきましては10億4,122万5,000円を計上し、その負担割合につきましては各署の人件費及び物件費はそれぞれの構成市町が負担することになっております。

次に第12款使用料及び手数料につきましては71万4,000円を計上し、その主な内容は危険物施設等の設置及び変更手数料でございます。

次に第19款諸収入につきましては773万4,000円を計上し、山陽自動車道及び中国自動車道の救急業務に対する支弁金でございます。

以上で承認第4号の提案説明を終わりますが、議員各位におかれましては専決のやむを得ない事情を御理解いただきまして、何とぞ慎重審議を賜り承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（柳生陽一）

上程議案に対する説明は終わりました。これより上程議案に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（柳生陽一）

御発言がないので質疑を終結し直ちに討論に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（柳生陽一）

御発言がないので討論を終結し直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。上程中の承認第4号は原案のとおり承認することに決して御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（柳生陽一）

御異議なしと認めます。よって承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

～日程第10 同意第1号～

○議長（柳生陽一）

次は日程第10、同意第1号、西はりま消防組合監査委員選任の同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により7番清原良典議員の退場を求めます。

(清原良典議員除斥)

○議長（柳生陽一）

これより上程議案に対する説明を求めます。管理者。

○管理者（西田正則）

ただいま議題となりました同意第1号、西はりま消防組合監査委員選任の同意を求めることにつきまして提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

御高承のとおり監査委員は地方自治法の定めるところにより市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査することをその職務とするもので、行政運営に関しすぐれた識見を有する者及び議会議員のうちからそれぞれ1名を議会の同意を得て選任することとなっております。その任期は識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年、議会議員のうちから選任される者にあつては議員の任期によるものでございます。

このたび選任しようとする竹代修一氏及び清原良典議員の経歴につきましては別添

資料のとおりでございますが、両氏とも人格高潔にし、豊かな経験を有し適任者であると確信いたしております。何とぞ慎重御審議の上、満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳生陽一）

上程議案に対する説明は終わりました。これより上程議案に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（柳生陽一）

御発言がないので質疑を終結し直ちに討論に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（柳生陽一）

御発言がないので討論を終結し直ちに表決に入ります。

都合により分割して採決いたします。まず初めに上程中の同意第1号のうち竹代修一氏についてお諮りいたします。同氏について原案のとおり同意することに決して御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柳生陽一）

御異議なしと認めます。よって同氏は原案のとおり同意されました。

次に上程中の同意第1号のうち清原良典氏についてお諮りいたします。同氏について原案のとおり同意することに決して御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柳生陽一）

御異議なしと認めます。よって同氏は原案のとおり同意されました。

ここで、ただいま監査委員に同意されました竹代修一氏、清原良典氏の両氏より発言を求められておりますので、これを許します。

○監査委員（竹代修一）

ただいま監査委員に御同意いただきました竹代修一でございます。一言御挨拶申し上げます。

地方自治における監査の重要性を深く認識し、公正不偏の精神で職務を行い、職責を全うしたいと考えております。議員の皆様方におかれましては何とぞ御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○監査委員（清原良典）

ただいま議会議員うちからの監査委員に御同意いただきました太子町の清原良典でございます。高席ではございますが、皆様方の御支援をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。今後は監査委員としての職責を全うするため誠実公正にその責務を遂行していきたいと存じております。皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願いを申し上げます御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（柳生陽一）

ただいま選任されました竹代修一監査員については地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職・氏名に追加いたします。

～日程第11 同意第2号～

○議長（柳生陽一）

次に日程第11、同意第2号、西はりま消防組合公平委員会委員選任の同意を求めることについてを議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。管理者。

○管理者（西田正則）

ただいま議題となりました同意第2号、西はりま消防組合公平委員会委員選任の同意を求めることにつきまして提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本件は、西はりま消防組合公平委員会設置条例に基づき西はりま消防組合公平委員会を設置することになったので、新たに委員を選任するため地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

御高承のとおり同委員会には構成市町長の協議により宍粟市、太子町及び佐用町から1名ずつ選出することになっており、関係の市町長が定めた候補者を本市の議会の同意を得て選任することになっております。地方公務員法第8条第2項に定められた公平委員会の事務は職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、必要な措置をとること及び職員に対する不利益な処分について不服申し立てに対する裁決または決定をすることなどであります。その委員の任期は4年でございます。選任しようとする清水康廣氏、松本文隆氏、内山宗一氏の経歴につきましては別添資料のとおりでありまして、3氏いずれも伺いに当たり地方行政の要職を歴任され、公平無私で人格識見ともにすぐれ、公平委員会委員としてまことに適任者であるものと確信いたしております。何とぞ満場一致をもって御同意賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（柳生陽一）

上程議案に対する説明は終わりました。これより上程議案に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（柳生陽一）

御発言がないので質疑を終結し直ちに討論に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（柳生陽一）

御発言がないので討論を終結し直ちに表決に入ります。

都合により分割して採決いたします。まず初めに上程中の同意第2号のうち清水康廣氏についてお諮りいたします。同氏について原案のとおり同意することに決して御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柳生陽一）

御異議なしと認めます。よって同氏は原案のとおり同意されました。

次に上程中の同意第2号のうち松本文隆氏についてお諮りいたします。同氏について原案のとおり同意することに決して御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柳生陽一）

御異議なしと認めます。よって同氏は原案のとおり同意されました。

次に上程中の同意第2号のうち内山宗一氏についてお諮りいたします。同氏について原案のとおり同意することに決して御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柳生陽一）

御異議なしと認めます。よって同氏は原案のとおり同意されました。

ここで、ただいま西はりま消防組合公平委員会委員に同意されました清水康廣氏、松本文隆氏、内山宗一氏の3氏より発言を求められておりますので、これを許します。

○公平委員（清水康廣）

ただいま公平委員会委員として御同意いただきました清水康廣でございます。よろしく申し上げます。一言御挨拶申し上げます。公平委員会は地方公共団体を支える人事機関であり、その職責の重大さを今痛感しております。これからは公平中立を旨として誠実に職務を遂行してまいりたいと思っております。議員の皆様方におかれましては、格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○公平委員（松本文隆）

失礼いたします。ただいま同意案件人事において我々公平委員会の委員を拝命いたしました。これから厳しい社会情勢の中で我々が与えられた職務は非常に厳しいものがあると認識しております。精いっぱいその職務を果たしたいと、このように考えておりますので、議員さん方初め皆さんの力強い御指導、御鞭撻をいただきまして、その職務を果たせるように今後も頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○公平委員（内山宗一）

失礼いたします。一言お礼を申し上げさせていただきます。ただいまは公平委員会委員の御同意をいただきましてまことにありがとうございました。内山宗一と申します。公平委員会の重責の本当に大変な仕事ですけれども、公平で、そして中立な立場に立って職務を果たしてまいりたいというふうに思っておりますので、議員の皆様方

の力強い御指導を賜りますよう心よりお願い申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（柳生陽一）

ただいま選任されました清水康廣氏、松本文隆氏、内山宗一氏の3氏の公平委員会委員については地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職・氏名に追加いたします。

～日程第12 議案第1号～

○議長（柳生陽一）

次に日程第12、議案第1号、平成25年度西はりま消防組合一般会計予算を議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議題となりました議案第1号、平成25年度西はりま消防組合一般会計予算について提案の理由及びその内容について御説明申し上げます。

まず1ページをごらんください。第1条において歳入歳出それぞれ29億9,357万5,000円と定めております。その主な内容はお手元に配付いたしております予算参考資料に詳細に記載いたしておりますので御清覧願います。次に第2条では歳出予算の流用につきまして歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を表示いたしております。

次に予算の内容について主な事業等について歳入歳出予算事項別明細書により御説明申し上げます。まず8ページの歳出から申し上げます。第1款議会費につきましては議員報酬及び議会運営に必要な経費として112万1,000円を計上いたしております。

次に9ページをお開き願います。第2款総務費の第1項総務管理費のうち第1目一般管理費につきましては、情報公開等審査会委員及び管理者等の報酬並びに本部の運営に必要な経費として278万3,000円を計上いたしております。次に10ページの第2目文書広報費につきましては、組合例規集システム化に伴う業務委託料及び加除式図書の購入費等236万2,000円を計上いたしております。次に第5目の財産管理費につきましては、公用車両の燃料費及び借上料、本部庁舎の維持管理経費等781万6,000円を計上いたしております。次に11ページをお開き願います。第7目の情報管理費につきましては、インターネット接続料及びネットワーク関連システムの保守委託料等180万4,000円を計上いたしております。

次に第5項の公平委員会費につきましては、公平委員会運営に必要な経費38万4,000円を計上いたしております。次に12ページの第6項監査委員費につきましては監査委員会運営に必要な経費37万円を計上いたしております。

次に13ページをお開き願います。第9款消防費の第1項消防費のうち第1目常備消防費につきましては、予算総額28億730万9,000円を計上いたしております。この科目は相生、たつの、宍粟、太子、佐用の5つの消防署所等に勤務する職員276人分の人件費と各署所の一般事務経費及び活動経費を計上いたしております。まず人件費のうち第2節の給料には10億6,325万3,000円を計上し、第3節の職員手当には、扶養手当、通勤手当等6億8,071万7,000円、第4節の共済費には兵庫県市町村共済組合負担金及び地方公務員災害補償基金負担金等の3億4,468万4,000円を計上しており、給与費、職員手当等及び共済費を合わせた人件費は20億8,865万4,000円となっております。次に第7節の賃金につきましては、2人分の賃金として399万4,000円を計上いたしております。次に15ページをお開き願います。第9節の旅費につきましては、会議及び事務協議等の普通旅費に消防大学校、兵庫県消防学校への実務研修、救急救命士養成の専門研修等の特別旅費を加えた1,028万9,000円を計上いたしております。次に第

1 1 節の需用費につきましては、消防職員の被服貸与、消防一般事務、予防一般事務、各署所活動事業の消耗品費とレッドパトロール事業の車両燃料費、消防救急通信指令システムの修繕料、救急業務用の医薬材料費等 5, 0 8 0 万 5, 0 0 0 円を計上いたしております。次に第 1 2 節の役務費につきましては、電話料金等の通信運搬費、空気ボンベ等の点検手数料、予防接種等手数料等を加えた 1, 5 5 0 万 7, 0 0 0 円を計上いたしております。次に第 1 3 節の委託料につきましては、消防救急無線デジタル化に係る実施設計委託料、職員の健康診断委託料、恐れ入りますが 1 7 ページをごらんください。上段から 6 行目の指令台保守点検委託料につきましては相生、たつの署、宍粟署、佐用署では現在も通信指令業務を個々に行っている通信指令業務用の指令台の保守点検委託料等を加えた 5, 6 7 5 万 6, 0 0 0 円を計上いたしております。次に第 1 4 節の使用料及び賃借料につきましては、N T T の通信回線使用料と位置情報システムの発信地情報使用料等 1, 6 4 5 万円を計上いたしております。次に 1 8 ページ、第 1 8 節の備品購入費につきましては、気象情報収集装置等の庁用器具費に救助用資機材、消防用資機材等の機械器具費等を加えた 2, 9 7 4 万 3, 0 0 0 円を計上いたしております。次に第 1 9 節の負担金補助及び交付金につきましては、退職手当組合への加入金及び負担金と消防学校入校負担金、救急救命士養成書負担金等を加えた 5 億 3, 3 9 4 万 5, 0 0 0 円を計上いたしております。

次に第 3 目の消防施設費につきましては、消防署所 5 署 2 分署 4 出張所と消防車両等 4 8 台の維持管理及び消防車両の購入費等を計上いたしております。まず第 1 1 節の需用費につきましては、各署所の光熱費、消防庁舎の維持管理経費、消防車両等の修理代等 5, 3 7 7 万 6, 0 0 0 円を計上いたしております。

次に 1 9 ページをお開き願います。第 1 2 節の役務費につきましては、消防車両等の定期点検手数料及び自動車損害保険料等 3 5 1 万 5, 0 0 0 円を計上いたしております。次に 2 0 ページ、第 1 8 節の備品購入費につきましては、たつの署に配備しております救助工作車及び新宮分署の広報車の更新費 1 億 7 0 8 万円を計上いたしてお

ります。次に第14款予備につきましては50万円を計上いたしております。

以上で歳出の説明を終わりました、次に歳入について御説明申し上げます。6ページをお開き願います。第11款分担金及び負担金につきましては29億4,619万6,000円を計上し、その主な内容は消防救急無線デジタル化の実施設計及び消防署、消防本部の事務に係る構成市町の負担金でございます。次に第12款使用料及び手数料につきましては338万円計上し、その主な内容は危険物施設等設置及び変更等手数料でございます。次に第13款国庫支出金につきましては1,965万7,000円を計上し、その主な内容は歳出で御説明いたしました救助工作車に係る緊急消防援助隊設備整備補助金の補助相当額でございます。

次に7ページをお開き願います。第14款県支出金につきましては173万1,000円を計上し、その主な内容は西播磨県民局が設置した苦情警報盤の管理業務の救出等に関し西はりま消防組合が企画する区域外警報盤等の管理委託金でございます。次に第19款諸収入のうち預金利息につきましては基礎額でございます。次に第5項の雑入につきましては2,261万円を計上し、その主な内容は高速自動車道における救急業務に関する覚書に基づく平成25年度分の支弁金及び兵庫県消防防災航空隊へ派遣する職員1名に係る人件費相当額の補助でございます。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重御審議を賜りまして原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳生陽一）

上程議案に対する説明は終わりました。これより上程議案に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（柳生陽一）

御発言がないので質疑を終結し直ちに討論に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（柳生陽一）

御発言がないので討論を終結し直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。上程中の議案第1号は原案のとおり可決することに決して御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（柳生陽一）

御異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 言

○議長（柳生陽一）

以上で今期臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。

これをもって第1回西はりま消防組合議会臨時会を閉会といたします。

閉会のあいさつ

○議長（柳生陽一）

閉会に当たりまして一言お礼申し上げます。本臨時会に付議された案件につきましては、議員各位の慎重な御審議により滞りなく議了できましたことに対し厚く御礼申し上げます。管理者以下執行者におかれましては、消防組織、施設の充実につながるよう一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。議員各位におかれましては、くれぐれも健康に御留意され本組合の発展と議会活動の充実のため一層の御協力を賜りますようお願い申し上げまして閉会の御挨拶とさせていただきます。

管理者。

○管理者（西田正則）

閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

組合設立後初めての議会となりました第1回西はりま消防組合議会臨時会が議員各位並びに理事者側の皆様の議会運営への格別の御協力により無事閉会を迎えることができましたこと、まずもって深く感謝申し上げる次第でございます。特に今期臨時会には新議会スタートに際しての重要な正副議長の御決定を初め、西はりま消防組合議会の根幹となります会議規則の制定並びに新組合の発足に欠かすことのできない重要な条例や予算につきまして、議員各位に終始極めて熱心かつ慎重なる御審議をいただき、いずれも適切なる御決定を賜りました。今後は今期臨時会で御決定いただきましたことを基盤として本当の意味での消防広域化行政が始まります。議員各位におかれましてはくれぐれも御自愛いただきながら、新消防組合の広域化行政の充実発展のため御精励賜りますよう心から念願いたしまして閉会の御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

（午後3時3分閉会）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成25年4月22日

西はりま消防組合議会議長 柳生 陽一

西はりま消防組合議会臨時議長 岡田 初雄

西はりま消防組合議会副議長 角石 茂美

会議録署名議員 渡邊 慎治

会議録署名議員 西岡 正